

平成29年度第5回石狩市国民健康保険運営協議会・議事録

日 時	平成30年2月21日(水) 午後6時30分～7時00分
場 所	石狩市役所5階 第1委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 審議
 - ・第三期石狩市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び第二期石狩市国民健康保険データヘルス計画の策定について
- 4 議題
 - (1) 平成30年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算(案)の概要について(報告)
 - (2) 石狩市国民健康保険条例及び石狩市国民健康保険税条例の一部改正について(報告)
- 5 その他
- 6 閉 会

出席者(9名)

会 長	内 田	博	副会長	築 田	敏 彦
委 員	布 施	優	委 員	辻	義 和
委 員	大黒谷	充	委 員	我 妻	浩 治
委 員	清 水	康 博	委 員	矢 野	信 子
委 員	長 瀬	博 明			

事務局(7名)

健康推進担当部長	上 田	均	国民健康保険課長	宮 野	透
納税課長	石 倉	衛	賦課・資格担当主査	寺 嶋	英 樹
賦課・資格担当主査	富 木	則 善	給付担当主査	榎	敏 則
給付担当主事	波	京 平			

傍聴者 なし

《平成29年度第5回石狩市国民健康保険運営協議会》

開 会（18：30）

○事務局（宮野課長）

本日は、お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。

ただいまから平成29年度第5回石狩市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

はじめに、本日の出席状況ですが、石狩市国民健康保険条例第2条に規定する委員の過半数が出席されており、石狩市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定に基づき、会議の開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、高松委員におかれましては、所用により欠席のご連絡をいただいておりますことをご報告させていただきます。

次に、本日の資料について確認をさせていただきます。

資料につきましては、先週郵送させていただいておりますが、会議次第のほか、資料1 平成30年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算案の概要、資料2 国民健康保険条例及び国民健康保険税条例の一部改正となっております。

不足等はありませんでしょうか。

お手元がないようでしたら事務局まで申し出願います。

それでは、内田会長から一言ごあいさつをいただいた後、議事に入っていただきたいと思います。

内田会長、よろしくお願いいたします。

○内田会長

こんばんは。

皆さま、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。

それでは、早速ですが本日の案件について確認いたします。

はじめに継続審議となっております第三期石狩市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び第二期石狩市国民健康保険データヘルス計画策定について審議を行います。

審議の終了後、国保事業会計の新年度予算案の概要、国民健康保険条例及び国民健康保険税条例の一部改正について報告を受けたいと思います。

委員の皆さまにおかれましては、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、審議のほうに入りたいと思いますが、諮問案件の審議がございますので、会議録署名委員の指名をさせていただきます。

築田委員と清水委員をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

第三期石狩市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び第二期石狩市国民健康保険データヘルス計画策定についての審議を行います。

はじめに、これまでの審議の結果による計画の取扱いについて事務局から発言を求められておりますので、お願いいたします。

○事務局（宮野課長）

はじめに、本年1月4日から2月4日まで行いましたパブリックコメントについてでございますが、提出された意見はございませんでしたので、ご報告をさせていただきます。

委員の皆さまには、これまでの審議におきまして貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。

ご意見を受けまして、計画案の記載内容などを検討してまいりましたが、計画案自体には修正は加えず、お示ししている計画案を成案にしたいと考えているところであります。

ただし、いただいたご意見を踏まえまして、30年度以降の保健事業を検討し事業展開してまいりたい

と、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○内田会長

ただいま事務局の方から説明がありましたが、2 件の計画は原案どおりとすることよろしいですか。
(異議なしの声あり)

ご異議なしとのことですので、原案のとおり認めるものとします。

次に、計画策定案に対する答申書内容の協議に移りたいと思います。

答申書案の作成につきましては、前回の会議において私に一任いただいておりますが、これまでの審議内容を踏まえて作成したものを事務局からお配りいたしますので、お目通しいただき、ご意見をいただきたいと思います。

(各委員、答申書案確認後)

○内田会長

それでは、答申書案について一部修正等のご意見があればお願いします。

(なし)

それでは異議なしということで、この内容で市長へ答申書を手渡したいと思います。

以上で第三期石狩市国民健康保険特定健康診査等実施計画及び第二期石狩市国民健康保険データヘルス計画策定についての審議を終了します。

それでは、次の議題に入ります。

はじめに、平成 30 年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算案の概要について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（榎主査）

それでは、私から平成 30 年度国民健康保険事業特別会計予算案の概要についてご説明いたします。

資料につきましては、事前にお配りしております資料 1、1 ページをご覧ください。

はじめに、被保険者の状況であります。

表は、各年度の平均を記載しておりますが、平成 30 年度については、世帯数が 8,405 世帯、被保険者数は一般、退職併せまして 14,127 人と見込んでおり、後ほど説明いたします国民健康保険税の算出についても、こちらの被保険者数にて算出しております。

被保険者の状況は、表をみてわかりますとおり、年々減少している状況となっております。

次に、予算案の内容についてご説明させていただきますが、平成 30 年度からの都道府県単位化に伴い、歳入歳出とも科目が大きく変更となったところでございます。

はじめに、歳入の状況であります。表は、款別による予算案について記載しております。

平成 29 年度は 8 つの款で構成されていましたが、30 年度は国民健康保険税から諸収入までの 4 つとなり、国庫支出金から共同事業交付金まで、廃止となった 4 つの科目については、基本的には都道府県単位化に伴い科目が廃止となったところであります。

歳入の合計は、72 億 7 千 300 万円となり、前年度に比べ 16 億 5 千 100 万円の減となりました。

それでは、歳入の状況について個別に説明させていただきます。

1 款、国民健康保険税であります。当初予算計上額は 11 億 8 千 542 万 8 千円で、前年度に比べ 3 千 766 万 6 千円の減となりました。

前回までの運営協議会にてご説明させていただきましたとおり、国民健康保険事業費納付金の納付に必要な保険税総額に約 8 千 700 万円の不足が見込まれましたが、この不足額を全額保険税率に転嫁した場合、被保険者には大きく負担増となることから、負担緩和策として一般会計から 3 千万円の繰入れを行うものとし、税率を求め算出したところであります。

続きまして 2 ページ、2 款、道支出金であります。

当初予算計上額は 54 億 1 千 203 万 4 千円で、前年度に比べ 50 億 3 千 455 万 3 千円と大幅に増となりました。

30 年度からは、国や診療報酬支払基金から直接市に交付される補助金等はすべて北海道の国保会計に交付されることとなり、市に交付せず直接国民健康保険事業費納付金の控除財源にするものと市の財源として交付するものに分けられ、市に交付される補助金について計上しております。

科目名は保険給付費等交付金とされ、普通交付金と特別交付金の 2 つに分かれております。

普通交付金ですが、これは後ほど説明いたします歳出の保険給付費の全額が交付されるものであります。

資料の保険給付費の財源スキームをご欄いただきたいと思います。

29 年度まで一般被保険者分に係る保険給付費に対しましては、国が療養給付費等負担金として 32 パーセント、調整交付金として国・道合わせて 18 パーセント、残りが保険税となる費用構成となっております。

また、退職被保険者分につきましては、診療報酬支払基金からの療養給付費等交付金と保険税が費用構成となっております。

30 年度から国や診療報酬支払基金からの補助金等は直接北海道に交付される仕組みに変わり、道から全額市に交付されることになります。

一方、特別交付金ですが、市に交付される補助金について計上しております。

交付内容については、30 年度から本格施行されます保険者努力支援分、29 年度までありました国からの特別調整交付金分として特別調整交付金分（市町村向け）、29 年度までありました道からの特別調整交付金分として北海道繰入金（2 号分）、特定健診等に係る費用負担として、29 年度まで国が 3 分の 1、道が 3 分の 1 を負担していましたが、30 年度からは道が 3 分の 2 を交付することとなります特定健診等負担金の 4 つの項目において交付される補助金について計上しております。

次に 3 ページ目になりますが、3 款、繰入金であります。

当初予算計上額は 6 億 6 千 693 万 8 千円で、前年度に比べ 1 億 753 万円の減となりました。

法定内繰入金につきましては項目に変更なく、それぞれ積算し計上したところであります。

なお、財政安定化支援事業繰入金については、積算方法が変更されたため約 2 千万円の増額となりました。

一方、法定外繰入金であります、29 年度は一般会計から 1 億 6 千万円の赤字補填繰入金を計上しておりましたが、保険税率の改定により 3 千万円とし 1 億 3 千万円の減額となったところであります。

次に 4 款、諸収入であります、当初予算計上額は 860 万円で、前年度に比べ 725 万円の減となりました。

項目は、延滞金、預金利子、雑入とありますが、雑入のうち第三者納付金について、過去の実績などを勘案し減額したため減となったところであります。

続いて 4 ページに移りまして、歳出の状況となります。

歳出につきましても表は、款別による予算案について記載しているところであり、こちらも科目の再編がなされております。

平成 29 年度は 12 の款で構成されていましたが、30 年度は総務費から予備費までの 8 つとなり、後期高齢者支援金から介護納付金までは、歳入同様、基本的に都道府県単位化に伴い科目が廃止となったところであります。

はじめに 1 款、総務費についてですが、当初予算計上額は 1 億 7 千 811 万 4 千円となり、前年度と比較して 1 千 771 万 6 千円の減少となりました。

減少した主な要因につきましては、総務管理費において、29 年度は国保の都道府県単位化によりシステム変更しなければならなかったため、その経費を計上していたことによるものであります。

また、医療費適正化特別対策事業費であります。30 年度も 29 年度と同様の事業を行っていく予定としております。

医療費通知は、被保険者の健康意識や医療費に対する認識を深めることを目的とし、年 6 回行います。

ジェネリック医薬品の普及促進につきましては、保険証やお薬手帳に貼り付けできる希望シールを 8 月の保険証更新時に配布するほか、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担の差額が一定額以上となる方を対象に、差額通知を年 5 回実施する予定であります。

なお、保険証の更新時期ですが、従来 9 月が更新月でありましたが、都道府県単位化に伴い 8 月が更新月となりました。

その他、前年度に引き続き、レセプト点検や柔道整復療養費支給申請書の点検・調査、第三者行為に係る保険給付費の求償事務などを実施し、医療費の適正化に努めてまいります。

次に 5 ページ、2 款、保険給付費についてであります。

当初予算計上額は 52 億 9 千 282 万 1 千円となり、前年度と比較して 2 億 2 千 703 万 7 千円の減少となりました。

個別経費については記載のとおりとなっておりますが、退職被保険者数の減少により退職被保険者分が大幅に減となっております。

また、葬祭費についてであります。後ほど国民健康保険条例の一部改正についてでご報告させていただきますが、北海道国民健康保険運営方針に基づき、30 年度から支給額を 2 万円から 3 万円に引き上げることとしておりますので、その分を増額して計上しております。

次に 3 款、国民健康保険事業費納付金であります。

30 年度からの新しい科目となりますが、当初予算計上額は 16 億 9 千 565 万 7 千円となっており、北海道に納める経費を計上しております。

次に 4 款、共同事業拠出金であります。

当初予算計上額は 5 千円で、前年度と比較して 19 億 3 千 978 万 9 千円の減少となりました。

共同事業であります。29 年度まで高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するためにありました高額医療費共同事業と道内市町村国保間の保険料の平準化や財政の安定を図るためにありました保険財政共同安定化事業があり、国保連合会が事業主となり実施してきたところであります。

都道府県単位化により、この事業が廃止されることになったことに伴い大幅な減となったところであります。

なお、当初予算では 5 千円を計上しているところですが、これは年金受給者一覧表に係る費用として国保連合会に支払うものであり、この費用については都道府県単位化後においても発生するため計上しているものであります。

次に 6 ページをご覧ください。

5 款、保健事業費であります。当初予算計上額は 6 千 750 万 8 千円で、前年度と比較して 266 万 1 千円の減少となっておりますが、事務費の精査を行ったことや被保険者数の減少に伴う減であり、データヘルス推進事業をはじめとした保健事業の内容については、前年度と同様に行うこととしております。

特定健康診査等事業では、40 歳以上の被保険者を対象に特定健康診査を実施し、被保険者の健康保持増進に努めてまいります。

また、通院中の方を対象に、かかりつけ医から特定健診必須項目のデータ提供を受ける情報提供事業を引き続き実施いたします。

次に特定保健指導事業では、引き続き、対象者へ情報提供、動機づけ支援、積極的支援といった特定保健指導を実施し、生活習慣の改善につなげてまいります。

保健事業費ですが、ドック事業とし、40 歳以上の被保険者を対象に、人間ドック定員 200 名、

脳ドック定員 700 名の助成事業を引き続き実施し、被保険者の健康維持・増進に努めてまいります。

なお、それぞれの定員につきましては 29 年度と変更はありません。

また、被保険者の健康保持増進を図るため、今回ご審議いただいた第二期データヘルス計画に基づき、特定健康診査未受診者に対する受診勧奨事業や糖尿病性腎症重症化予防事業など、生活習慣病予防・重症化予防といった被保険者の特徴や健康課題を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を実施してまいります。

次に 6 款、公債費であります。

国保事業会計では累積赤字があるため資金不足が生じており、毎年一時借入を行っておりますが、これに対する利子であり、当初予算計上額では 150 万円を計上しており、前年度と比較して 30 万円の減少となっております。

次に 7 款、諸支出金であります。保険税の還付金や浜益国保診療所に対する運営費の一部について、北海道より補助金として国保事業会計に交付されるため、その額を国保診療所会計に繰り出す経費を計上しており、29 年度と同額の 3 千 439 万 5 千円を計上しています。

最後に 8 款、予備費であります。当初予算計上額は 300 万円で、前年度と比較して 700 万円の減少となっております。

29 年度まで、保険給付費において、想定外による医療費の増加により予算不足になった場合に対応するため、予備費を多めに計上しておりましたが、30 年度以降は道が全額交付するため減額としたところであります。

以上で、平成 30 年度予算案の概要についての説明を終わります。

○内田会長

ただいまの報告について、何か質問等はございますか。

事前に矢野委員から質問の提出があったと思いますが。

○矢野委員

2 点ほど提出したのですが、今の事務局からの説明で 1 点目はわかりましたのでありがとうございます。

2 点目ですけれども、5 ページの葬祭諸費の中身を知りたいと思ったのですが、支給額が 2 万円から 3 万円に上がるのはいいのですが、前年度、どれくらいの件数があったのでしょうか。

それだけ聞いたかったものですから。

○事務局（宮野課長）

葬祭費の過去の支給実績についてというご質問でした。

私どもが押さえている実績でございますが、平成 29 年度、これはまだ途中なのですけれども 2 月 20 日時点の数字になります。

葬祭費として支給した人数につきましては 79 人になっておりまして、支給額は 158 万円になっております。

年度を遡りまして、平成 28 年度につきましては人数が 86 人、支給額は 172 万円となっております。

○矢野委員

ありがとうございました。

○内田会長

ほかに質問等ございますか。

(なし)

無いようでしたら、これで平成 30 年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算案の概要についての報告と質疑を終わります。

続きまして、議題の 2 番目、石狩市国民健康保険条例及び石狩市国民健康保険税条例の一部改正につ

いて、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（富木主査）

私からは、国民健康保険条例及び国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。

はじめに、1 国民健康保険条例の改正についてであります。先ほど予算案の中でも説明しておりますが、本改正は平成30年度からの国民健康保険の都道府県化に伴い、北海道が策定した国保運営の統一的な方針であります北海道国民健康保険運営方針において、被保険者が亡くなられたときに葬祭を行う方に支給する葬祭費の支給額を3万円に統一することが決まったことから、現行の2万円を3万円に引き上げるものであります。

次に、2 国民健康保険税条例の改正についてであります、

1つ目として、国民健康保険税の税率の改正となります。

こちらにつきましては、平成29年11月27日付けで本運営協議会に諮問し、委員の皆さまに3回に渡ってご審議をいただき、平成30年1月29日付けで答申をいただきました内容により税率の改正を行うものであります。

表に記載の改正後の税率は、答申をいただいた税率と同様となっております。

2つ目は、国民健康保険税の軽減の対象となる所得、軽減判定所得と言いますが、こちらの所得基準の改正となります。

国民健康保険税には、低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減を図るため、加入世帯の所得や人数により7割、5割、2割と軽減措置がございますが、今回の改正につきましては、この軽減措置の対象となる世帯を拡大するため、5割軽減と2割軽減の軽減措置の対象となる所得を引き上げる改正となります。

表のピンクの部分が5割軽減、水色の部分が2割軽減となっております。それぞれ現行と改正後を明記しておりますが、5割軽減につきましては、被保険者の数に乗ずる額を現行の27万円から27万5千円に、2割軽減は49万円を50万円に引き上げる改正となります。

一番下の表は現行と改正後の比較を夫婦、子ども2人の4人世帯のモデルケースで例示をしております。

5割軽減の対象となる所得は、現行の141万円未満から改正後は143万円未満に引き上がり、2割軽減につきましては、現行の229万円未満から改正後は233万円未満に引き上がることであります。

次に、3 施行年月日ですが、ここまで説明してまいりました葬祭費の改正、税率の改正、軽減判定所得の改正、いずれも平成30年4月1日から施行となる予定でありまして、葬祭費及び税率の改正につきましては、平成30年第1回石狩市議会定例会へ提案をしております。

また、軽減判定所得の改正につきましては、地方税法の改正が本年3月31日までに公布され4月1日から施行となる予定でありますことから、専決処分にて条例改正を行い平成30年度の国民健康保険税の算定から適用する予定としております。

私からは以上です。

○内田会長

ただいまの報告についてご質問等はございますか。

これは質問ではないのですが、私から1つよろしいですか。

大体こういう時のモデルケースは夫婦2人子ども2人と出ますけれども、もうモデルではないですね。

適切な方法というものを考えられないのでしょうか。

大体これを使うのですけれども、実際そんなにこの標準モデルは多数派ではないですね。

○事務局（宮野課長）

確かに4人世帯というこの世帯自体が、家族構成数が減っているという現状もありますので、この4人世帯を使い続けることがいいのかという部分も確かにあるのですが。

○内田会長

従来と比べるとこれが一番便利なのですが、なかなかわからないなど。

細かい表を出してもらおうとしてもまた大変だと思うんですけど。

○事務局（宮野課長）

モデルケースの提示の仕方というものも今後ご意見を参考といたしまして、検討してまいりたいと考えております。

○内田会長

そのほかに質問等はございませんか。

（なし）

ほかに無いようでしたら、これで石狩市国民健康保険条例及び石狩市国民健康保険税条例の一部改正についての報告と質疑を終わります。

その他、事務局から何かございますか。

○事務局（宮野課長）

私から委員の皆さまの委員任期等についてお知らせいたします。

本運営協議会委員の任期につきましては、本年5月末までとなっております。

今後、任期中の協議会の開催を予定しておりませんので、本日が最後の開催となります。

次の委員につきましては、4月下旬に各団体へ委員のご推薦を依頼する予定となっております、また、公募の委員につきましては、4月2日から1ヶ月間、市の広報誌やホームページで募集することとなっておりますことをご報告いたします。

○事務局（上田部長）

私からもお礼を申し上げたいと存じます。

平成28年6月からの任期ということで、内田会長をはじめ委員の皆さまにおかれましては、国民健康保険事業の審議ということで、平日夜間の会議にも関わらずお引き受けいただきまして、特に今年度は国保税率の改定という大きな議題がございまして例年よりも多い開催となりましたが、審議の中で数多くのご意見、ご指摘を賜りましてこの場を借りて感謝を申し上げたいと存じます。

国保事業につきましては、新年度から北海道が財政運営の責任主体となりますが、本市におきましては、累積赤字の解消や今後の国保税率の改正など様々な課題が山積しております。

今後も医療費の適正化や保健事業の推進について着実、迅速に取り組むとともに、職員一同、これまで委員の皆さまからいただきました貴重なご意見をもとに、より一層国保事業の安定運営に努めてまいりたいと存じます。

これまで大変ありがとうございました。

○内田会長

それでは、これにて平成29年度第5回石狩市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

皆さまありがとうございました。

閉 会（19：00）

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年 3月16日

会 長 内 田 博 ⑩

署名委員 築 田 敏 彦 ⑩

署名委員 清 水 康 博 ⑩